

令和7年度 防災情報ネットワーク事業
管内地震観測装置点検整備業務

特 別 仕 様 書

近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所

項目	内容	備考
第1章 総則 (適用範囲)		
第1－1条 (目的)	令和7年度 防災情報ネットワーク事業 管内地震観測装置点検整備業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「電気通信設備点検業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この仕様書によるものとする。	
第1－2条 (場所)	本業務は、防災情報ネットワーク事業で管内4ダム（常盤ダム、谷山ダム、船木池、安政池）に設置した地震観測装置等の点検及び整備を行うものである。	
第1－3条 (一般事項)	本業務において対象とする施設は次のとおりで、別添図面に示す場所とする。 (1) 常盤ダム（兵庫県淡路市常盤地内） (2) 谷山ダム（兵庫県淡路市楠本地内） (3) 船木池（兵庫県小野市万勝寺町地内） (4) 安政池（兵庫県加東市松沢地内）	
第1－4条 (管理技術者)	業務請負契約書及び共通仕様書に記載されている以外の一般事項は次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、業務の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、当該業務に十分な知識と経験を有したものとする。 (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。	
第1－5条 (配置技術者の確認)	管理技術者は、業務の実施に当たり、技術上の管理を行うのに必要な能力と経験を有する技術者(大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有するものをいう)でなければならない。	
第1－6条 (保険加入)	共通仕様書1－10条における業務計画書の点検組織の作成にあたっては、配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 配置技術者には、本業務点検整備対象の地震観測装置等の点検及び整備を行った経験を有する者を配置するものとする。	
第1－7条	受注者は、雇用保険法(昭和49年法律116号)、労働者災害補償保険法(昭和	

項目	内容	備考
	22年法律第50号)、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、保険に加入している旨を業務計画書に明示し、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。	
第2章 作業内容 (作業項目及び数量)		
第2-1条	<p>本業務の作業項目・数量は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 準備 一式 (2) 地震観測装置等点検整備 4か所 (3) 報告書作成 一式</p> <p>なお、詳細は、別紙-1【点検整備数量表】に示す。</p>	
(点検)		
第2-2条	<p>加速度検出器、地震観測装置及び電源装置を対象に別紙-2【点検作業項目表】により点検を行うものとする。</p> <p>なお、点検において、整備に示す以外の交換部品や機器の損傷等が確認された場合は、監督職員に報告するものとする。</p>	
(整備)		
第2-3条	<p>機器等の機能維持のための清掃、調整を行い、これらの整備記録を作成するものとする。</p> <p>交換部品については、想定していないが、点検において確認された追加整備等は本業務に追加する場合がある。</p>	
(作業の留意点)		
第2-4条	<p>作業の留意点は、次のとおりである。</p> <p>(1) 本業務の実施に当たっては、作業実施前に監督職員と調整を行うとともに、機器等の状態を把握して円滑な進捗を図らなければならない。</p> <p>(2) 点検の細部について、第3-1条(参考図書)に記載のない場合は、受注者の定める測定基準によるものとするが、その基準や点検記録簿の様式については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 本業務に必要な測定器並びに器具等は受注者の負担で用意しなければならない。</p> <p>(4) 各機器等の点検・整備の実施時期については、事前に監督職員と調整を行うこと。</p> <p>(5) 点検・整備において、観測の停止、模擬信号の入力及び通信等を行う場合は事前に監督職員に協議するものとする。</p>	
第3章 作業条件 (参考図書)		
第3-1条	<p>点検作業の参考にする図書は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「基幹水利施設・指導・点検・整備マニュアル(ダム編、頭首工編)」 	

項目	内 容	備考															
(貸与資料) 第3－2条	<p>農林水産省構造改善局総務課施設管理室制定</p> <p>貸与資料は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>完成図書</td><td>平成 24 年度 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 管内農業用ダム観測計器類整備工事（東条川地区等）</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>完成図書</td><td>平成 30 年度 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 加古川水系地区他（大和高原北部地区他）防災情報ネットワーク接続工事</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>完成図書</td><td>令和 5 年度 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 北淡路地区谷山ダム地震計設置工事</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>報告書</td><td>令和 6 年度 防災情報ネットワーク事業 管内地震観測装置点検整備業務</td><td>1 部</td></tr> </tbody> </table>	分類	貸与資料	数量	完成図書	平成 24 年度 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 管内農業用ダム観測計器類整備工事（東条川地区等）	1 部	完成図書	平成 30 年度 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 加古川水系地区他（大和高原北部地区他）防災情報ネットワーク接続工事	1 部	完成図書	令和 5 年度 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 北淡路地区谷山ダム地震計設置工事	1 部	報告書	令和 6 年度 防災情報ネットワーク事業 管内地震観測装置点検整備業務	1 部	
分類	貸与資料	数量															
完成図書	平成 24 年度 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 管内農業用ダム観測計器類整備工事（東条川地区等）	1 部															
完成図書	平成 30 年度 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 加古川水系地区他（大和高原北部地区他）防災情報ネットワーク接続工事	1 部															
完成図書	令和 5 年度 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 北淡路地区谷山ダム地震計設置工事	1 部															
報告書	令和 6 年度 防災情報ネットワーク事業 管内地震観測装置点検整備業務	1 部															
(貸与資料の取扱い) 第3－3条	<p>第3－2条に示す貸与資料の取り扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与資料の取り扱いは十分留意しなければならない。</p> <p>(2) 貸与資料の使用にあたっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。</p> <p>(3) 貸与資料の解釈に疑義が生じた場合等は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(4) 貸与資料は原則初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。</p>																
第4章 打合せ (打合せ) 第4－1条	<p>共通仕様書第 1－9 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初回 作業着手の段階 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p>																
第5章 (成果物) 第5－1条	<p>(1) 成果物の提出</p> <p>成果物を共通仕様書第 1 章第 1-16 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>1) 成果物の出力(報告書)：正 1 部(簡易製本)</p>																

項目	内容	備考
	<p>2) 成果物の電子媒体正副 2 部(CD-R 若しくは DVD-R) ただし、本業務で提出する電子媒体は機械設備保守点検業務の電子納品運用ガイドライン(案)によらないものとする。</p> <p>(2) 成果物の装丁等 報告書は製本上極力分冊を避け、分冊を行う場合は内容の配分を配慮して行うものとする。</p>	
(成果物の提出先) 第5－2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎 56 番地 近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所</p>	
第6章 (契約変更) 第6－1条	<p>発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (2) 第2－2条に示す「点検」に変更が生じた場合。 (3) 第2－3条に示す「整備」に変更が生じた場合。 (4) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (5) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (6) 履行期間に変更が生じた場合。 (7) その他</p>	
第7章 (定めなき事項) 第7－1条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

別紙－1 【点検整備数量表】

作業項目	型式・規格	数量	備考
1. 加速度検出器 (1) 据置型	LS-14DX リオン(株)製	4基	対象施設に各1基
	LS-15D リオン(株)製	4基	対象施設に各1基
2. 地震観測装置(収録装置)	SM-28 リオン(株)製	4台	対象施設に各1台
3. 電源装置		4台	対象施設に各1台

別紙－2 【点検作業項目表】

名 称	点 檢 内 容	備 考
1. 準備	点検を行うにあたり、必要な資料を収集するとともに、貸与資料の内容を把握し、業務計画書を作成する。	
2. 地震観測装置等点検整備		
2-1. 加速度検出器		
(1)据置型	<ul style="list-style-type: none"> ・著しい損傷の有無 ・取り付け状態の確認 ・観測方向の確認 ・加速度検出器が水平に設置されていることを確認 ・保護カバーが正しく設置されているか確認 	
(2)埋設型	<p>A/D変換器について以下の内容を点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著しい損傷の有無 ・取り付け状態の確認 ・保護カバーが正しく設置されているか確認 	
2-2. 地震観測装置		
(1)強震計測装置	<ul style="list-style-type: none"> ・G P S の受信確認 ・設定条件の確認 ・地震データの確認 ・故障データの確認 ・点検データの確認 ・電源電圧、供給電圧の確認 ・プリンターの紙送り、印刷状況の確認 ・液晶表示部の確認 ・セルフテストの動作確認 ・手動起動テストの動作確認 ・センサーテストの動作確認 ・故障検出テストの動作確認 ・加震試験による動作確認(据置型加速度検出器) ・設定条件の設定を確認 ・ケーブル状態及び端子の接続状態を確認 	
(2)メール配信装置	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時、設定値を超えた地震について、メールが配信されることを確認 ・故障発生時、メールが配信されることを確認 	
2-3. 電源装置		
(1)無停電電源装置	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフテスト機能により動作確認 	
(2)電源入力部	<ul style="list-style-type: none"> ・電源電圧、供給電圧の確認 	
3. 報告書作成	点検結果をとりまとめ、報告書の作成を行う。	